

山ノ内町 障害者 総合計画

第5期山ノ内町障害者計画
第7期山ノ内町障害福祉計画
第3期山ノ内町障害児福祉計画

-その人らしくいきいきと安心して暮らせるまちづくり-



令和6年2月

山ノ内町

目 次

第1部 山ノ内町障害者計画

第1章 計画策定にあたって	4
1 計画策定の趣旨	4
2 障害福祉サービスの全体像	6
3 障がい者の現状	8
第2章 計画の基本的な考え方	10
1 基本理念	10
2 基本方針	11
3 重点施策	12
4 計画の体系	13
第3章 障がい者施策の展開	14
1 共に育つために	14
2 共に生活するために	16
3 共に働くために	21
4 共に活動するために	23

第2部 第7期山ノ内町障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

第4章 障害福祉サービス等の充実	26
1 計画策定の趣旨及び第7期計画のポイント	26
2 成果目標・活動指標	27
3 障害福祉サービス等の必要量の見込み	29

資料編	49
-----	----

第 1 部

山ノ内町 障害者計画

第1章 計画策定にあたって

1 計画の概要

(1) 計画策定の趣旨

山ノ内町の各種手帳所持者数（令和5年3月31日現在、）は、身体障がい者が532人、知的障がい者が125人、精神障がい者が127人の合計784人（重複あり）となり、人口に占める割合は、6.9%となっています。高齢化に伴い、身体障がい者の65歳以上を占める割合が、81.0%となっていること、平成25年4月から障害福祉サービスの対象となる障がい者の範囲に難病患者が加わったことなど、障がい者やその家族が抱える生活課題や支援ニーズは多様化・複雑化しています。このような中、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づき、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標、必要なサービス量の見込み及びその確保方策について、平成29年度に「第4期障害者計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児計画」を一体的にした「山ノ内町障害者総合計画」を策定し、令和3年度で終了の「第5期障害福祉計画・第1期障害児計画」を令和2年度に、「第6期山ノ内町障害福祉計画・第2期障害児計画」として策定し、障害福祉サービス等の円滑な提供を図ってきました。

これら3つの計画が令和5年度で終了することから、障がい者の意思に基づき、暮らしたい場所で暮らしたい人と、その人らしく、生き活きと安心して暮らせるよう一体的に策定するものです。

(2) 計画の位置づけ

「山ノ内町障害者計画」は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」に位置づけられ、山ノ内町の障がい者施策を総合的に推進することを目的とした計画です。

「山ノ内町障害福祉計画」は、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」に位置づけられ、障がい者の日常生活や社会生活を総合的に支援するために、障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する数値目標や、サービスごとの必要な見込量などを定める計画です。

「山ノ内町障害児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」に位置づけられ、障がい児支援の提供体制の確保と円滑な実施を図るための計画です。

「障がい」等の表記について

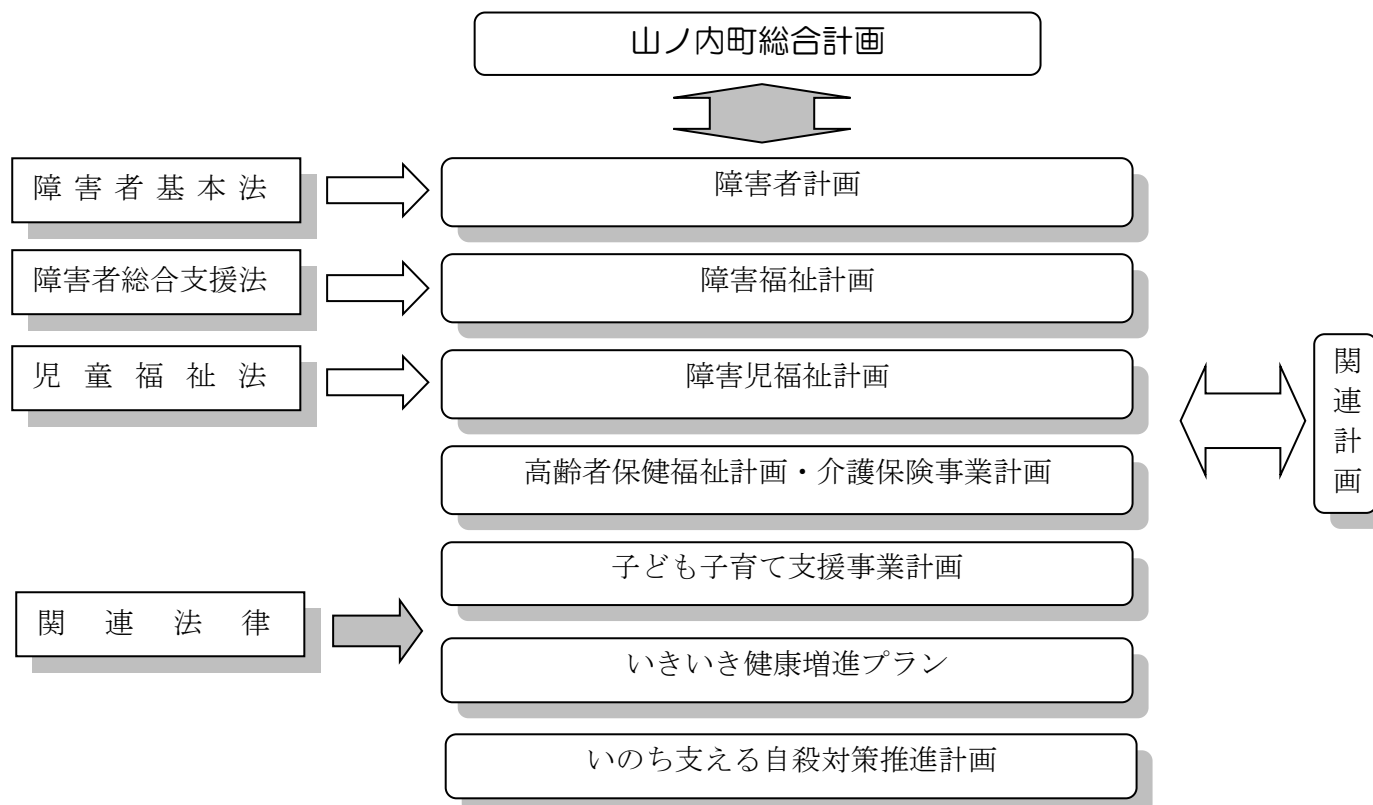
「障害者」等の「害」の字の表記について、可能な限り平仮名で表記しています。

ただし、国の法令や地方公共団体の条例・規則等に基づく法令用語、施設名等の固有名詞、医学・学術用語等については、これまでどおり「害」の字を使用しています。このため、本計画では「がい」と「害」の字が混在する表現になっています。

(3) 町の関連計画との関係

本計画は「第6次山ノ内町総合計画」を上位計画とする分野別計画として、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、子ども・子育て支援事業計画、健康増進プラン、いのち支える自殺対策推進計画等との連携・調整を図りながら策定・推進するものです。

【計画関係図】



(4) 計画の期間

山ノ内町障害者計画は、令和6年度から令和11年度までの6年間を計画期間としますが、第7期山ノ内町障害福祉計画・第3期障害児福祉計画については、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とします。

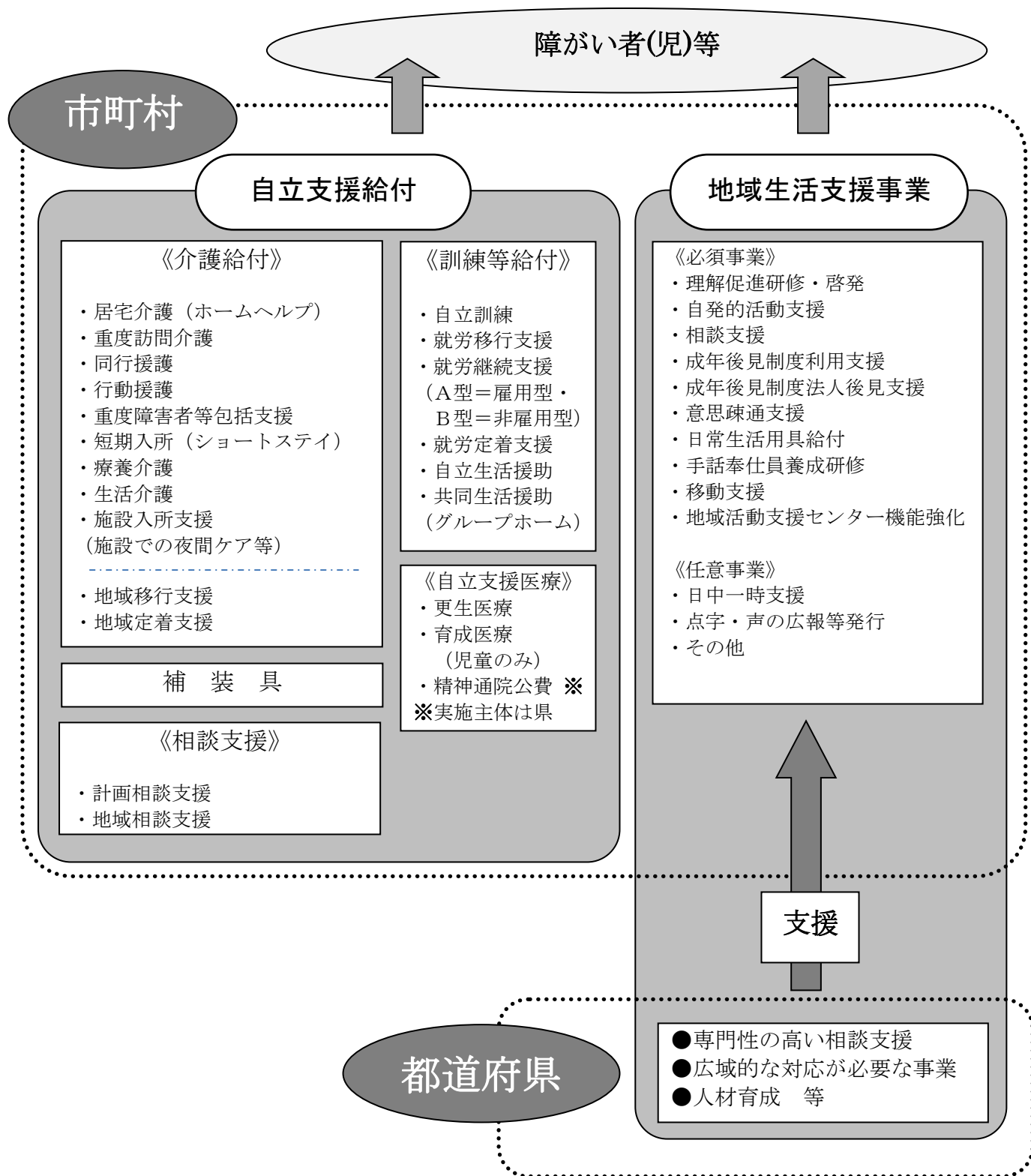
令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第5期 山ノ内町障害者計画（6年間） （令和6年度～令和11年度）					
第7期 山ノ内町障害福祉計画 （3年間）			次期計画（3年間）		
第3期 山ノ内町障害児福祉計画 （3年間）			次期計画（3年間）		

2 障害福祉サービスの全体像

(1) 障害者総合支援法によるサービス

障害者総合支援法のサービスは、個別にサービス量の支給決定が行われる「自立支援給付」と町の創意工夫により利用者の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。

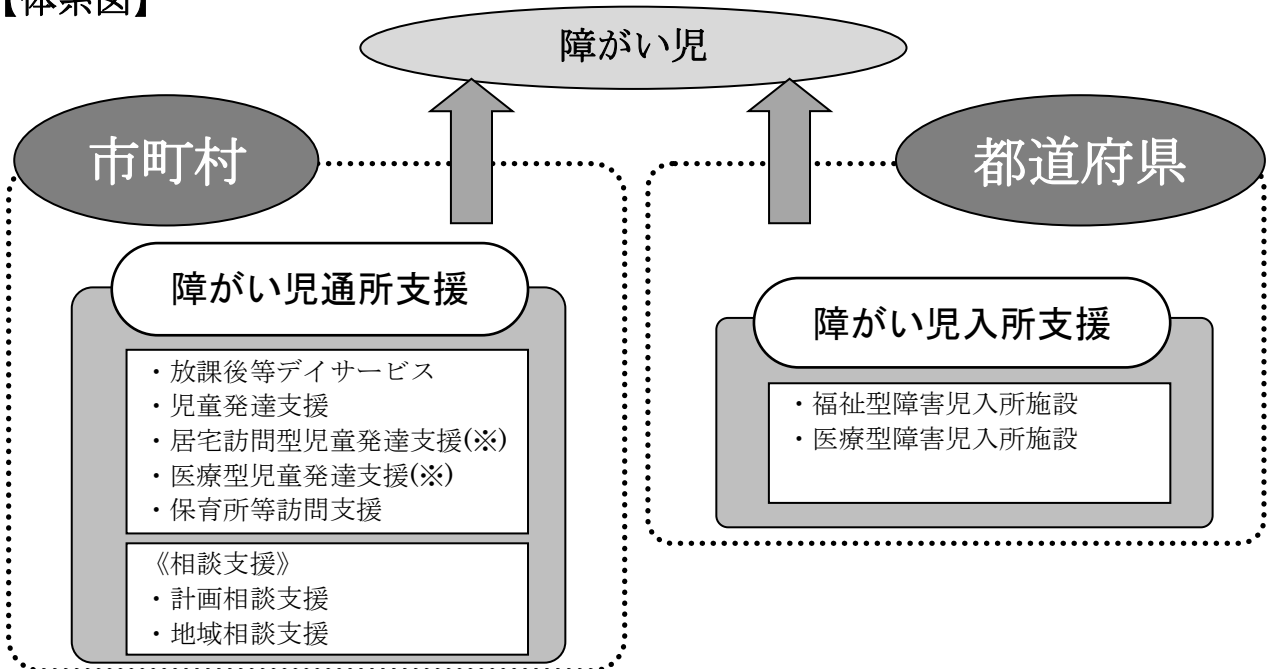
【体系図】



(2) 児童福祉法によるサービス

障がい児支援の強化を図るため、平成24年4月より児童福祉法による規定に一本化され、体系も再編されました。通所支援を利用する保護者は、市町村に申請を行い、サービス等利用計画を経て支給決定を受けた後、利用施設との契約を結ぶこととなります。入所支援を利用する場合は、児童相談所による調査・判定の上、福祉事務所に申請します。

【体系図】



(※)は北信圏域内に事業所がありません。

<サービス内容>

◆児童発達支援

心身の発達に気がかりな点や何らかの課題・遅れ・障がいのある児童（3歳～就学前）が日常生活における基本的な動作やあそび等を習得し集団生活への適応を進めるため必要な支援を提供します。

◆医療型児童発達支援

特に上肢、下肢または体幹の機能に障がいのある児童が医療的に支援が必要と認められる場合に支援を提供します。

◆放課後等デイサービス

学校就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。

◆保育所等訪問支援

保育所等を現在利用中の障がい児、今後利用する予定の障がい児に対して、訪問により、保育所等における集団生活への適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。

◆障がい児入所支援

従来の障害種別の施設と同等の支援を確保するとともに、主たる対象とする障がい以外の障がいを受け入れた場合に、その障がいに応じた適切な支援を提供します。また、医療型は、このほか医療も提供します。

18歳以上の障害児入所施設者には、自立（地域生活への移行等）を目指した支援を提供します。

*重症心身障がい児施設は、重症心身障がいの特性を踏まえ児者一貫した支援の継続を可能とします。

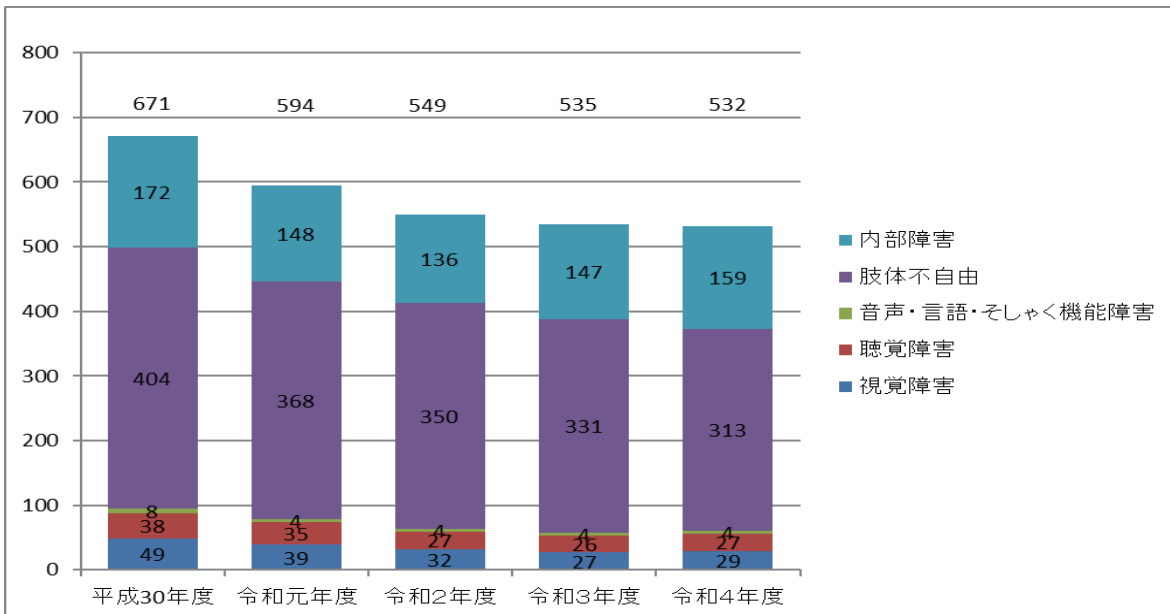
*現に入所していた者が退所させられないように配慮されます。また、引き続き、入所支援を受けなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは、満20歳に達するまで利用することができます。

3 障がい者の現状

(1) 身体障がい者人口の推移

山ノ内町の身体障害者手帳所持者は、平成30年度以降若干減少しています。令和4年度では532人となっており、障がいの部位別に見ると、令和4年度では肢体不自由が313人と最も多く、次いで内部障がい者が159人となっています。

図 身体障がい者人口の推移

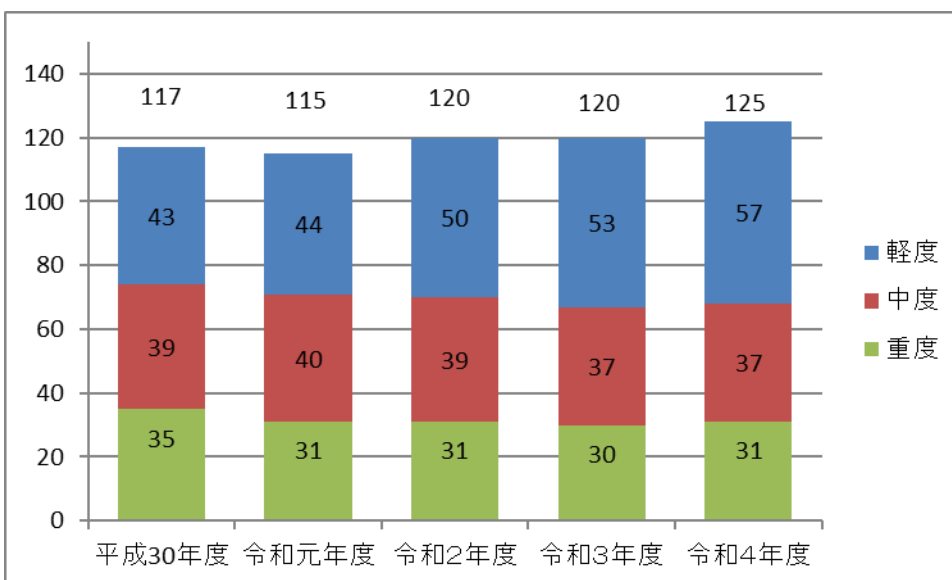


(2) 知的障がい者人口の推移

山ノ内町の療育手帳所持者は、平成30年度以降横ばい傾向が続いており、令和4年度では125人となっています。

程度別に見ると、令和4年度では軽度が57人と最も多く、次いで中度が37人となっています。

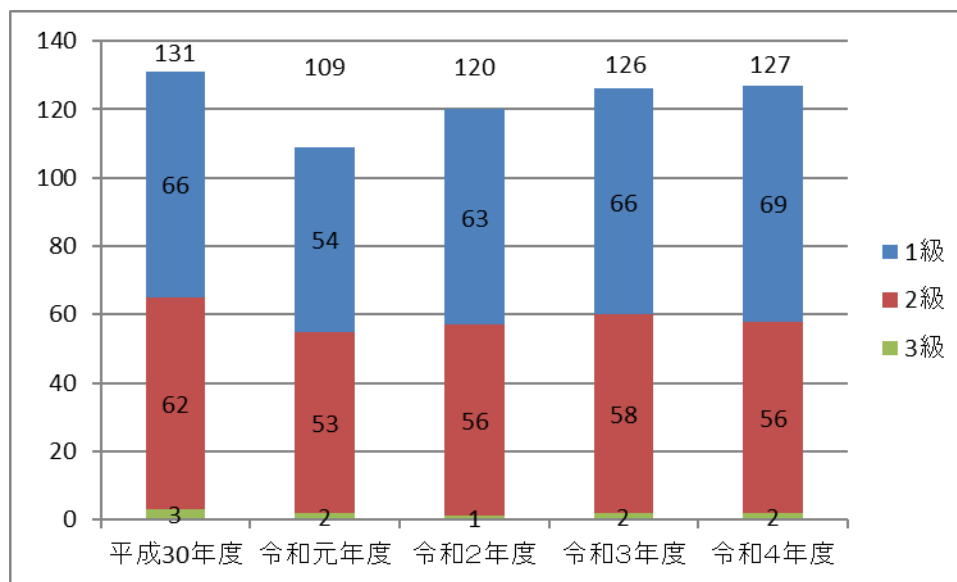
図 知的障がい者人口の推移



(3) 精神障がい者人口の推移

山ノ内町の精神障害者保健福祉手帳所持者は、平成30年度以降横ばい傾向が続いており、令和4年度では127人となっており、等級別に見ると、令和4年度では「1級」が69人と最も多く、次いで「2級」が56人、「3級」が2人となっています。

図 精神障がい者人口の推移



(4) 障害支援区分の状況

令和5年3月31日現在の障害支援区分認定者は75人で、身体障がい者が27人、知的障がい者が40人、精神障がい者が20人となっています。複数の障害をお持ちの方もいます。

障がい別	総数	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2	区分1
身体障がい者	27	12	3	3	7	2	0
知的障がい者	40	7	8	6	8	10	1
精神障がい者	20	0	1	1	8	9	1
合計	87	19	12	10	23	21	2

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

第6次山ノ内町総合計画の基本施策を受けて「その人らしくいきいきと安心して暮らせるまちづくり」を基本理念として、総合的に障害福祉施策の推進を図ります。

『その人らしくいきいきと安心して暮らせるまちづくり』

障がいのある人とその家族の多くは、住み慣れた地域で、相互理解に裏付けられた安心と尊厳が担保された「その人らしい」あたりまえの暮らしをすることを望んでいます。障がいのある人も地域の一員としての役割と責任をもって自立した生活を送るには、支援関係者を含めた身近な人々の継続的な関わりが必要となります。

また、近年の大きな課題となっている発達障がいのある人についても、幼少期など早い時点から専門的な支援者が関わり、ライフステージに応じて自立した生活を送るための途切れない支援を展開し、地域で主体的に生活することを推進していくことが必要です。

町では、障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、地域で生活できるように共生のまちづくりを推進してきましたが、依然として障がいのある人やその家族等は様々な社会的障壁を感じながら生活している実情があります。

今後は、さらに環境面・意識面の社会的障壁を取り除き、だれもが等しく、町民の一人として、安心してあらゆる分野の社会活動に参加し、「その人らしさ」を発揮できる「いきいきと暮らせるまちづくり」を目指します。

2 基本方針

基本理念を実現するために、以下の3つの基本方針を掲げて施策を展開していきます。

1. すべての障がい者による自己選択・自己決定の尊重と、 それを実現するための情報提供体制づくり

すべての障がい者が必要とする障害福祉サービス等を受けつつ、自立と社会参加の実現を図っていくことを目的に、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業等の充実を図り、すべての障がい者の自己選択・自己決定を尊重できる体制を整備していきます。

すべての障がい者がそのための意思決定をできるように、相談支援体制のさらなる強化による情報提供体制の整備を図っていきます。

2. 障がい者が地域で自立して安心して暮らしていけるまちづくり

障がいの種別、軽重にかかわらず、自ら選んだ地域で、自分らしく安心して生活いけるように、すべての障がい者の自立を支援する観点から、地域生活への移行とその継続のための支援や就労支援など、さまざまな課題に対応したサービスの提供体制を整えます。

障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムの実現を目指し、地域生活支援の拠点づくりなど地域の社会資源を最大限に活用した提供体制の整備を図ります。

3. ライフステージに応じ、多様な支援を提供するための体制づくり

障がい者のライフスタイルや価値観、その時々ライフステージごとに求められる支援は常に変化しています。

障がい者が自ら必要と考える支援を選択し、可能な限り地域で自立した質の高い生活を過ごすことができるようにするために、個々の障がい特性やニーズを的確に把握し、さまざまな社会資源や支援サービスにつなげていきます。

3 重点施策

障がい者施策の動向や生活実態とニーズ、関係団体や関係事業者のヒアリング等をふまえた総合的な見地から、この計画において特に重点的に取り組むべき施策を次のとおり定めます。

1. 相談支援・情報提供体制の充実

障がい者の高齢化や障がいの重度化、発達障害・高次脳機能障害などをはじめとする障がいの多様化、そして親亡き後を見据え、障がいのある人が住み慣れた自宅や地域で安心して生活を送ることができるよう、専門的な知識を必要とする困難ケース等に対応するため、委託相談支援事業所の増設や、基幹型相談支援センターの設置を行い、総合相談体制及びサービス等の情報提供体制の整備を図ります。

2. 地域社会における障がい者の生活基盤づくり

障がい福祉計画の基本指針で国が定めた5つの成果目標のうち、「福祉施設入所者の『地域』生活への移行」「精神障がいにも対応した『地域』包括ケアシステムの構築」「『地域』生活支援拠点等の整備」の3つが、障がい者が『地域』で暮らすことを目的としています。

町は障がい者の地域での暮らしを推進し、地域生活への円滑な移行を支援するための施策の充実を図るとともに、地域生活を安定的に継続・維持し、入所施設サービスから「地域生活支援サービス」へと移行を進めるため、障がい者からの要望が強い“災害対策”“住まいの確保”“生活支援”“就労等の活動支援”“社会参加”“相談支援”“差別解消や虐待防止等の権利擁護”などの施策の充実を図ります。

3. 障がい児支援の提供体制の充実

児童福祉法の一部改正により、市町村において障害児通所支援や障害児相談支援の量の見込みや提供体制の確保に係る目標に関する事項などを示した「障害児福祉計画」を障害福祉計画と一体的に策定することとなっています。

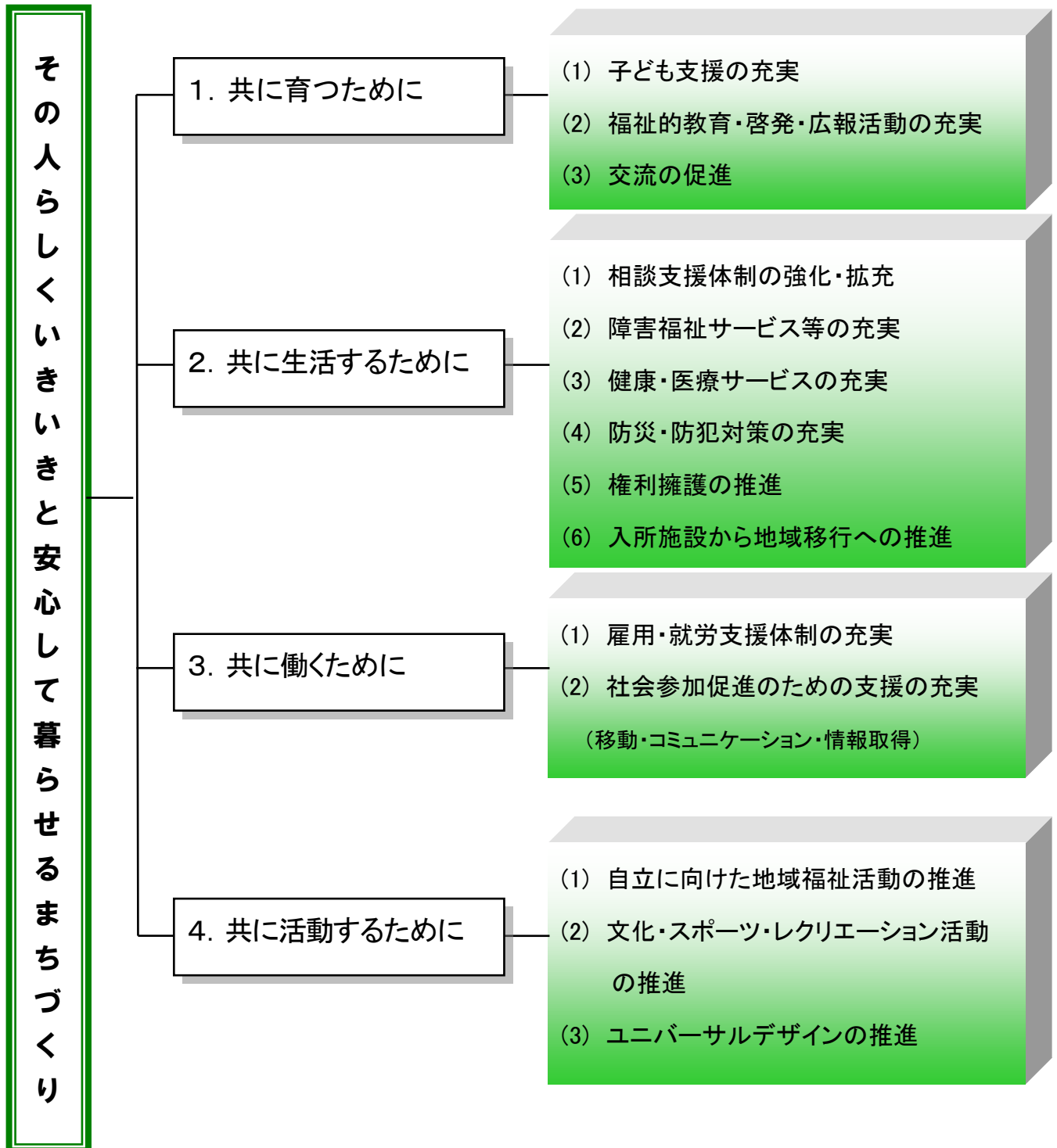
町は、本計画の策定により、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実や、北信圏域での児童発達支援センターの設置に向けて、関係機関が連携して支援体制を構築していきます。

また、たんの吸引や経管栄養などが必要な医療的ケア児をはじめとする重症心身障がい児が円滑に支援を受けることができるよう取り組みの充実を図っていきます。

4 計画の体系

計画の体系につきまして、本計画の策定にあたり、障がい者を取り巻く環境、町の現状、国や県の動向等の変化を踏まえ、ライフステージを基本とした4つの施策の柱と14の施策を設定しました。

本計画の基本理念・基本方針・重点施策の実現に向け、以下の施策を進めてまいります。



第3章 障がい者(児)施策の展開

1 共に育つために

障がいの有無にかかわらず、子どもの健全な発達と相手を思いやる心の育ちは地域の大切な課題です。特に発達に課題のある子どもにとっては、相談および教育体制を充実し、成人するまでの一貫した支援を行うことが必要です。

また、保育園、学校、家庭、地域のなかで安心して健やかに育つためには、地域全体で「その人らしさ」を受け止める環境づくりを推進していく必要があります。そのために、共に大人も育つ福祉教育の充実や交流を促進する施策を推進します。

(1) 子ども支援の充実

<現状と課題>

少子化が進む中、障がいのある子どもや発達に課題のある子どもが増加傾向にあります。健全な発達を支援し、身近な地域で安心した生活を送るには、早期発見と早期療養の開始および乳幼児期から成人に達するまでの一貫した相談支援が必要です。この支援のためは、相談事業を委託する北信圏域障害者総合相談支援センターと保健師・保育士等のチーム支援を展開しながら、子育て支援センター・保育園・小学校・中学校等と連携を図り、途切れない育ちのサポートが行える環境整備が必要です。

さらに、一貫した支援を行うためには、障がいや発達に課題のある子どもに対する広域での専門的療育機関の整備や人材確保が必要であり、今後の重要な課題となっています。

<施策の内容>

- ① 乳幼児発達支援教室等の発達サポート事業の充実を図ります。
- ② 乳幼児学童発達相談（保育園訪問、就学相談等）を充実させます。
- ③ 巡回児童相談を有効に活用します。
- ④ 保育士の加配を行い、集団保育における成長発達促進のため充実を図ります。
- ⑤ 子育てに課題のある親や発達に課題のある子どものいる親への子育て支援を充実します。
- ⑥ 特別児童扶養手当、障害児福祉手当の支給を推進します。
- ⑦ 適切な就学を促進するため、関係機関との連携を図り必要な情報の提供に努めます。
- ⑧ 早期に適切な教育を総合的に展開するため、保育園・小学校・中学校や各種特別支援学校との連携を図ります。
- ⑨ 発達に課題のある子どもの教育相談の充実を図ります。
- ⑩ 医療的ケアの必要な障がい児に対する支援の充実を図ります。
- ⑪ タイムケア事業の充実を図ります。
- ⑫ 潜在的に支援を必要とする障がい児とその家族へのアウトリーチを進めます。

(2) 福祉的教育・啓発・広報活動の充実

<現状と課題>

地域には、依然として、心ない言葉や態度などにより人間としての尊厳を傷つけられている障がいのある人やその家族がいます。偏見や差別などの社会障壁となる意識の改革は社会参加促進における大きな課題です。すべての町民が障がい者や障がいに正しい理解と認識をもち、人格を尊重し思いやることを基本とし、障がい者福祉についての理解を深める必要があります。

<施策の内容>

- ① 学校教育におけるボランティア活動や養護学校に通う児童生徒との交流などを通じ、福祉教育の推進を図ります。
- ② 公民館や町が開催する人権に関する学習において障がい者の理解を深めます。
- ③ 障がい者および障がいに對する偏見や差別の意識をなくす啓発活動を推進します。
- ④ 北信地域障がい福祉自立支援協議会が開催する講演会や部会の取組みを通じ、障がいの理解を地域に発信します。
- ⑤ 山ノ内町社会福祉協議会等が行う体験型の福祉教育を通じ、障がい者理解を促進します。
- ⑥ 講演会や広報等を活用し、障がい者および障がい理解の啓発を継続します。
- ⑦ 障がい者や高齢者が住民や子どもたちと、普段からふれ合う場所を空いた施設を利用して提供し相互理解を深める。

(3) 交流の促進

<現状と課題>

障がい者に対する理解は、徐々に広がりつつありますが、社会情勢の変化によって、障がい者を取り巻く環境も変化するため、生涯にわたる福祉教育、学習の機会を提供し、ボランティア活動などを通じた交流の促進を図る必要があります。

<施策の内容>

- ① 支援関係機関と連携しながら、ピアカウンセリング*の機会を設け、自立した生活を促進します。
- ② ふれあい広場等を通じ、地域住民との交流を促進します。
- ③ 公民館活動や講座・講演会等を通じて交流を促進します。
- ④ 交流保育、交流教育を充実します。

※ピアカウンセリング

障害者が、当事者同士集まり、お互いの苦しさ、辛さを話し合うことにより、分かち合い、助言しあっていくこと。

2 共に生活するために

障がいのある人もない人も共に支え合い、安心して、住み慣れた地域で自立した生活ができる「健康と福祉の町」を実現するため、障害福祉サービスや保健医療サービスなど日常生活に必要なサービスを確保し、障がいのある人とその家族に対するライフステージに応じた福祉サービスや生活の場の選択など総合的に支援が受けられるよう、相談体制やサービス提供体制を充実させます。

また、自立した生活を維持するには、安心して、お互いを尊重する地域を築く必要があります。そのためには、地域を含めた防災・防犯対策および権利擁護支援体制を築くための施策を推進します。

(1) 相談支援体制の強化・拡充

<現状と課題>

障がいのある人のニーズや家族等からの様々な相談を身近で相談でき、関係機関が共有・連携して対応できる体制が求められています。町では、相談支援事業を委託している北信圏域障害者総合相談支援センターの相談支援専門員等と連携を図りながら、総合的な視点をもって、緊急性のある見極めなどを行いながら対応し、ニーズに沿った福祉サービスの調整や制度の活用を紹介しています。

なお、サービス等利用計画の作成状況は、全ての対象者への計画作成が達成されたことから、今後は、ケア会議の開催など相談支援体制の強化・拡充と質の向上が課題となっています。

また、権利擁護を含む多様化・複雑化する相談は増加傾向にあり、福祉分野にとどまらない様々な機関と連携し、障がいのある人を地域全体で支える仕組みづくりが必要となっています。

<施策の内容>

- ① 北信圏域6市町村が相談事業を委託している北信圏域障害者総合相談支援センターが、基幹相談支援センター機能も兼ねながら、ライフステージごとの自立した生活を送るための総合的相談支援体制の拡充を図ります。
- ② 障がい福祉サービスを利用するために特定指定相談事業所の相談支援専門員が作成するサービス等利用計画の内容をケア会議等で関係者が共有し、適正かつ公平な支給決定を行います。
- ③ 障がいがある人や子ども、また、発達に課題のある子どもの相談や支援が継続的かつ統一的にできる体制を整備します。
- ④ 虐待等の困難事例に対する相談支援については、北信地域障がい福祉自立支援協議会の部会で多職種による研究・協議を行い、必要な社会資源の開発を進めます。
- ⑤ 潜在的に支援を必要とする障がい者（児）等へのアウトリーチを図ります。

(2) 障害福祉サービス等の充実

<現状と課題>

障害者総合支援法の施行により、地域の中にグループホーム等の生活の場や様々な形態の就労の場が整備され、施設等からの地域移行が進んできました。

また、在宅生活を支援するホームヘルプ・生活介護・短期入所サービスの利用も定着しています。

今後も、地域定着・地域移行を進めていくため、いずれのサービスも拡充を図る必要があります。

実情に即して、地域に必要な社会支援実施のため、北信地域障がい福祉自立支援協議会各部会で調査・研究を推進する必要があります。

また、介護保険が優先される高齢の障がい者については、介護保険サービス提供事業所等の関係機関との連携を図っていく必要があります。

<施策の内容>

- ① 介護給付事業（訪問系・通所系・宿泊系）の拡充に努めます。
- ② 訓練等給付事業（生活訓練・機能訓練・就労支援）の拡充に努めます。
- ③ 移動支援に関する事業（視覚障害者の同行支援創設等）の充実を図ります。
- ④ 心身の状態と環境に合わせた、生活支援サービスの充実を図ります。
- ⑤ 身体機能および生活機能向上のためのリハビリテーションの充実を図ります。
- ⑥ 個々の状況に応じて柔軟なサービスを提供するため、地域生活支援事業（日常生活用具等給付・余暇活動の移動支援等）を充実します。
- ⑦ 介護保険が優先される高齢者についても、必要な調整を図り、障害福祉制度によるサービスを提供します。
- ⑧ 身体障害者用補装具費の支給を継続します。
- ⑨ タイムケア事業の充実を図ります
- ⑩ 障がい児を含めた障がい者サービス提供体制の構築を図ります。

(3) 健康・医療サービスの充実

<現状と課題>

疾病や障がいを早期に発見し、適切な医療や支援を行うことにより、障がいの予防や軽減が可能なことから、健全な発育発達に併せて病気や障がいの早期発見に努めながら、乳児健診を実施しています。

また、近年、糖尿病等生活習慣病から、寝たきり、失明、脳梗塞、人工透析等により障害認定を受ける方が増えています。障がいのある人が、できる限り身近な地域で、適切な医療・リハビリテーションを受けられるよう、医療機関・保健所等関係機関との連携強化が必要です。

また、障がいのある人の健康づくりに関する情報提供等や適切に医療を受けるための医療費の軽減を推進する必要があります。

<施策の内容>

- ① 糖尿病等生活習慣病の予防知識普及を広報・健診等を行うとともに、特定健診の受診率向上を図り、自分の体の状態を知り生活習慣を改善できるように、必要な健康教室、講演会を開催し、保健指導等を充実していきます。
- ② 身体的訓練が必要な人には、県立総合リハビリテーションセンターの活用を図り、他の障がいについても関係機関と連携し、早期訓練を行い社会復帰の支援をします。
- ③ 乳幼児健診および相談支援を継続します。
- ④ 福祉医療費給付金支給制度を拡充します。
- ⑤ 自立支援医療の給付を推進します。
- ⑥ こころの健康相談を充実します。
- ⑦ 健康づくり相談を推進します。

(4) 防災・防犯対策の充実

<現状と課題>

全国的に自然災害が多発し、災害防災意識は高まっているところではあります。が、自然災害や犯罪等から身を守るためには、一人ひとりが日頃から防災および防犯の意識を高めることが必要です。

また、緊急事態発生時に適切な情報提供と避難・救護等が行える支援体制の整備が課題となっています。

<施策の内容>

- ① 防災訓練への積極的な参加を求め、防災意識の高揚を図ります。
- ② 災害時要支援者避難支援と民生児童委員や保健補導員等の日頃の見守り体制の充実を図るため、町や区を主体に災害時住民支え合いマップを作成し体制の充実を推進します。
- ③ 災害発生時に各種の情報を的確に提供できる体制を整備します。
- ④ 山ノ内町地域防災計画に沿って、災害時要援護者台帳の整備および災害発生時の避難支援体制づくりを推進します。

(5) 権利擁護の推進

<現状と課題>

意思判断が不十分という障がいの特性のある人が、障がいを理由に生活の様々な場面で権利を侵害されている状況があります。この問題は、今後、多様化・複雑化することが推測されますので、法的問題に対応する専門的な相談支援をはじめ、権利の擁護や行使に関する適切な支援体制を整備・充実することが課題となっています。

また、平成24年10月施行の「障害者虐待防止法」や平成28年4月施行の「障害者差別解消法」を踏まえ、虐待防止や障がいを理由とする差別の解消のための取り組みを強化する必要があります。

さらに、令和3年5月に「障害者差別解消法」の一部が改正され、事業者に対し合理的配慮の提供が義務付けられ、令和6年4月1日から施行されることとなっています。

<施策の内容>

- ① 北信圏域障害者総合相談支援センターや人権擁護委員等と連携し、権利侵害および虐待の未然防止や早期発見、早期対応および適切な支援を行います。
- ② 山ノ内町障がい者虐待防止センターが通報等にかかる速やかな事実確認や立ち入り調査を実施し、関係機関等と連携して速やかな対応するとともに、再発防止を図ります。
- ③ 北信圏域権利擁護センターやまいさぼ飯山等と連携して、権利擁護の取り組みを推進します。
- ④ 成年後見制度の普及啓発および成年後見制度利用支援事業を推進します。
- ⑤ 社会福祉協議会がおこなう日常生活自立支援事業等の周知及び活用を推進します。
- ⑥ 選挙の際に、障がいのある人ができる限りスムーズに投票できるような配慮をします。
- ⑦ 活発かつ安全に消費活動へ参加することの促進と消費活動における権利侵害の防止を推進します。
- ⑧ 北信地域障がい福祉自立支援協議会と連携し、権利擁護に関する施策に取り組みます。

(6) 入所施設から地域移行への推進

<現状と課題>

施設入所（入院）からの地域移行を進めるために、グループホーム等の居住空間の整備を含む居住支援の充実が求められています。

今後、障がいがある人の地域生活移行を進めるとともに、移行後の生活を継続させるためには、体験の場・機会の充実や緊急時に対応する体制の維持・運営が求められ、そのために、福祉・医療・行政等関係機関の連携の更なる強化、財源の安定的な確保、より高度・専門的な支援を要する人（医療的ケア児等）にも対応できる体制の機能強化などが課題となっています。

<施策の内容>

- ① 24 時間対応支援の安心サポート事業を創設し、地域定着・地域移行を推進します。
- ② 北信圏域内での短期入所事業所、グループホーム等の整備を推進します。
- ③ 生活空間を整備するための住宅改修の助成を推進します。
- ④ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を図ります。
- ⑤ 北信圏域 6 市町村で整備した地域生活支援拠点等*について、必要な機能が適切に実施されているか、定期的に評価を行い、地域の課題を把握することで体制の充実・強化を図ります。
- ⑥ タイムケア事業の充実を図ります

*地域生活支援拠点等：障がいがある人の重度化、高齢化や「親亡き後」に備え、障がい者（児）が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、様々な支援を切れ目なく提供し地域全体で支える仕組み。必要な機能として、①相談 ②緊急時の受入れ・対応 ③体験の機会・場の提供 ④専門的人材の確保・養成⑤地域の体制づくり の5つをすべて備えることとされている。

3 共に働くために

障がいのある人もない人も市民の一人として学び、働き、社会参加して、生活を豊かにすることが大切です。障がいのある人の多くは働く意欲をもっており、「その人らしい」働き方を継続・実現していくことが大切です。しかし、就職は厳しい状況にあり、働くことが困難な状況にあることも事実です。「その人らしい」多様な働き方を自ら選択し働くために、就労に関する相談支援の充実を図る必要があります。

また、地域の一員として、地域活動に積極的に参加、協働するために、必要な手段情報の提供・コミュニケーション支援などの施策を推進します。

(1) 雇用・就労支援体制の充実

<現状と課題>

北信地域障がい福祉自立支援協議会雇用支援ネットワーク部会で民間企業や関係機関と連携を図りながら講演会等を開催し、障がい者雇用に関する啓発活動が行われています。

北信圏域障害者就業・生活支援センターやサービス提供事業所では、相談者や通所する人に対し、職場実習・就業セミナー等、就労能力の向上を図るなど、積極的に就労支援が展開されていますが、近年の社会経済状況を背景に、障がいのある人の雇用の場の確保は依然として厳しい状況にあり、一般就労しても離職してしまう人も多い傾向にあります。

また、就労は生計の維持だけではなく、日中活動や社会参加を果たす場としても重要であり、一般就労が難しい人への支援として、福祉的就労の場の確保・拡充に取り組む必要があります。

<施策の内容>

- ① 北信圏域障害者就業・生活支援センターと連携を図りながら、仕事の定着に向けた丁寧な就労支援を継続します。
- ② 個々の就労ニーズに応じるための福祉的就労を含めた多様な就労の場の確保を推進します。
- ③ 個々のニーズに応じた就労支援の充実を図ります。
- ④ 北信圏域障害者就業・生活支援センターやハローワークと連携を図りながら、就労につながる情報の提供や知識の習得及び能力向上に必要な訓練の実施を推進します。
- ⑤ 北信地域障がい福祉自立支援協議会雇用支援ネットワーク部会を中心として、広報誌の発行やフォーラムを開催し、障がい者雇用の促進についての啓発を図ります。
- ⑥ 山ノ内町地域活動支援センターの充実を図ります。
- ⑦ 養護学校等や北信圏域障害者総合相談支援センターと連携し、在校時から卒業後の就職に向けた相談支援施策を充実します。

(2) 社会参加促進のための支援の充実（移動・コミュニケーション・情報取得）

<現状と課題>

障がいのある人の社会参加を促進するためには、移動支援やコミュニケーション手段の確保を支援する必要があります。

特に、高齢な人や移動手段が確保できない障がいのある人は外出困難な状況にありますので、積極的に外出できる取組みの充実が必要です。

<施策の内容>

- ① 福祉乗物補助券の交付により生活行動範囲の拡大と社会参加を促進します。
- ② 余暇活動充実のため、地域生活支援事業における移動支援事業を活用して社会参加を促進します。
- ③ 人工透析のために通院する人の経済的負担の軽減を図るため、通院時に係る交通費を助成します。
- ④ ボランティアの協力を得て、点字広報や声の広報などにより情報を提供します。
- ⑤ 福祉有償運送をはじめとする地域の福祉移送サービス体制の整備と適正な運行の指導に努めます。
- ⑥ 福祉的就労等のために公共交通機関を利用する場合の交通費を助成します。
- ⑦ 身体障がい者の運転免許取得や自動車改造にかかる経費の助成事業を推進します。
- ⑧ 地域活動への積極的参加ができるように、障がいの特性に応じた情報提供および移動支援の充実を図ります。
- ⑨ 難聴者が安心して社会参加できるように、要約筆記*ができるボランティアの養成を支援します。

※ 要約筆記

聞こえない方に話の内容、会議の進行、講演の内容などを文字通訳する筆記通訳のこと。

4 共に活動するために

いきいきとした生活を送るためには、単にサービスの受け手としての障がい者ではなく、自ら選択し、主体的に物事に取り組めるまちづくりが必要です。そのためには、地域福祉活動の充実により地域での交流の機会を増やしたり、文化・スポーツ・レクリエーション等の余暇活動に主体的に参加できる条件や生活環境の整備が必要です。

(1) 自立に向けた地域福祉活動の推進

<現状と課題>

地域の中で孤立することなく、障がいのある人もない人も共に支え合う地域福祉推進のため、山ノ内町社会福祉協議会や北信地域障がい福祉自立支援協議会と連携し、多様な支え合いの担い手の育成と体制整備を進めています。

また、地区においては民生委員やボランティア等の協力を得ながら交流活動を行っています。今後もボランティア活動や各事業を通じ、障がいのある人のニーズに応じた活動の場・機会を増やしていくことが必要です。

<施策の内容>

- ① つつみ住民活動センターを窓口として福祉ボランティア組織との連携の強化を図ります。
- ② ふれあい広場など体験型イベントを実施し、地域交流や社会活動の機会の拡大を図ります。
- ③ ボランティアの支援により、自然をはじめとする地域の社会資源を活用した体験学習を通じて、ふれあいと相互理解を促進します。
- ④ 地区サロン等を運営する団体の活動を推進します。

(2) 文化・スポーツ・レクリエーション活動の推進

<現状と課題>

心の豊かさや生活のうるおいを求めて創作等の文化活動やスポーツ・レクリエーション活動に参加する機会は増えていますが、積極的に活動参加している人はあまり多くはありません。

今後は、障がいのある人も、自ら選択し、参加しやすい情報提供や環境を整える必要があります。

<施策の内容>

- ① 障がい者作品展への出展を呼びかけ、創作活動を支援します。
- ② 障がいのある人が利用しやすい文化や観光、宿泊施設などの情報提供に努めます。
- ③ 関係機関と連携を図りながら、スポーツやレクリエーションに親しめる機会づくりや情報提供を行い、指導者およびリーダーの養成に努めます。
- ④ 障がい者スポーツ大会への参加を呼びかけ、スポーツの振興に努めます。
- ⑤ 外出の機会を提供し、文化・芸術に触れる旅行等の事業や各種レクリエーション活動を支援します。
- ⑥ 障がいのある人がその程度に応じて楽しめるスポーツが普及し、それぞれに応じたスポーツを楽しめるよう、障がい者スポーツの知識と理解の普及を進めます。

(3) ユニバーサルデザインの推進

<現状と課題>

障がいのある人が地域の中で暮らすには、住まいをはじめ、公共交通機関、店舗、病院等では不便なく移動・外出できる環境整備が必要です。以前に比べ、大型店舗などはユニバーサルデザイン化が進み、障がいのある人も外出しやすい環境が整ってきていますが、障がいがある人もない人も等しく社会活動をしていくための環境整備は十分とは言えません。

今後も、様々な環境上の支障を取り除き、生活圏を拡大するため、関係機関や民間企業の協力も得て推進する必要があります。

<施策の内容>

- ① 公共施設のユニバーサルデザインを推進します。
- ② 公共交通機関に、利用者の利便が図られる取組みについて働きかけます。
- ③ 民間の特定施設や交通機関等の整備については、関係機関等に適切な指導と理解・協力を要請します。

第 2 部

第 7 期山ノ内町障害福祉計画

第 3 期山ノ内町障害児福祉計画

第4章 障害福祉サービス等の充実(障害福祉計画)

1 計画策定の趣旨及び第7期計画のポイント

(1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するために、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が障害福祉サービスなどの必要な支援を受けながら、本人が望む地域生活や社会生活を送ることができるように、障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業等の提供体制の整備を進めます。

(2) 障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障がいの種別によらず、必要な人が必要な支援を受けられるように、障害福祉サービス等を一元的に提供していきます。また、発達障がい者、高次脳機能障がい者、難病患者が障害者総合支援法に基づく給付の対象になっていることについて、一層の周知を図ります。

(3) 施設・病院から地域生活への移行促進、地域生活の継続のための支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

入所施設や精神科病院等から地域生活への移行の促進と、地域生活を継続するための支援の充実を図るとともに、障がい者の就労や職場定着を支援するために、新設されるサービスを含めたサービス提供体制の整備と地域生活支援の拠点づくり、地域の社会資源の活用等を図っていきます。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取り組み

地域共生社会の実現に向け、住民団体等による法律や制度に基づかないインフォーマルな活動を支援し、地域住民が障がいのある人などを包摂した地域づくりに主体的に取り組むための仕組みづくりを推進します。専門的な支援を必要としている人のために、各分野の協働を通じた総合的な支援体制の構築に向けた取り組みを計画的に推進していきます。

(5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児支援の推進にあたっては、障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援することが必要です。このため、障がい児とその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、地域支援体制の構築を図っていきます。

また、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

さらに、障がい児が障がい児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容を推進していきます。

2 成果目標・活動指標

地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、必要な障害福祉サービス等の提供体制の確保に関して、令和8年度を目標年度とする成果目標を設定します。また、成果目標を達成するために必要なサービスの見込量等を活動指標として設定します。

(1) 施設の入所者数

令和4年度の状況 (基準時点)	令和8年度末の目標値 (終了時点)	達成率の目標		
		町	県	国
施設入所者 10人	入所者数 8人	20.0%	9.2%以上	5%以上

計画期間終了までに2人の地域生活への移行を見込みます。

●活動指標

- ・生活介護の利用者数、利用日数
- ・自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者数、利用日数
- ・就労移行支援の利用者数、利用日数
- ・就労継続支援（A型・B型）の利用者数、利用日数
- ・短期入所（福祉型、医療型）の利用者数、利用日数
- ・共同生活援助の利用者数
- ・地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）の利用者数
- ・施設入所支援の利用者数

(2) 福祉施設から一般就労への移行

令和4年度の状況 (基準時点)	令和8年度末の目標値 (終了時点)	達成率の目標		
		町	県	国
一般就労移行者数 0人	一般就労移行者数 2人	2倍	1.73倍以上	1.28倍以上

国では令和3年度の1.28倍、県では、1.73倍を目標としています。一般就労に移行できるケースは非常に少ないですが、8年度末で2人を目標とします。

●活動指標

- ・就労移行支援の利用者、利用日数
- ・就労移行支援事業等から一般就労への移行者数
(就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型)

(3) 就労移行支援事業の利用者数

令和4年度末の見込み (基準時点)	令和8年度末の目標値 (終了時点)	達成率の目標		
		町	県	国
利用者 0人	利用者 3人	50.0%	50.0%	50%以上

国や県では50%以上を目標としているため、町では8年度末で3人の増を見込みました。

●活動指標

- ・就労移行支援の利用者、利用日数
- ・就労移行支援事業等から一般就労への移行者数
(就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型)

(4) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

令和4年度末の見込み (基準時点)	令和8年度末の目標値 (終了時点)	達成率の目標		
		町	県	国
未設置	設置	圏域設置	全ての圏域・市町村 での設置	

体制確保のために北信圏域6市町村での設置を目標とします。

●活動指標

- ・圏域内での地域包括ケアシステムの構築

「人分」とは、一月あたりの利用人数をいいます。

「時間分」とは、一月あたりのサービス提供時間総数をいいます。

3 障害福祉サービス等の必要量の見込み

【注 意】

※ 本計画の〈サービス見込量の確保のための方策〉に記載するサービス提供事業者は、町民が利用している事業者に限定しています。（※以後同様とします。）

(1) 訪問系サービス

◆サービスの内容と見込量

①居宅介護

居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。

②重度訪問介護

重度の障がい者で常に介護を必要とする方に、居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行います。

③同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障がい者等が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。

④行動援護

障がい者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他行動する際に必要な援助を行います。

⑤重度障害者等包括支援

重度の障がい者等に対し、居宅介護、同行援護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援等を包括的に提供します。

●サービス見込量（1か月当たり）

サービス名	単位	第6期		第7期		
		実績	実績見込	計画		
		4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
居宅介護	時間	120	129	112	112	112
	人	15	16	14	14	14
重度訪問介護	時間	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0
同行援護	時間	3	3	3	3	3
	人	1	1	1	1	1
行動援護	時間	4	6	4	4	4
	人	1	1	1	1	1
重度障がい者 等包括支援	時間	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0

◆見込量確保のための方策

障がい者が地域で暮らしていくためには、訪問系サービスは必要不可欠であるため、これからも訪問系サービスの利用量の増加が見込まれます。このため北信圏域でサービスを補い合えるような体制作りを進めます。

訪問系サービス提供事業者

事業者	住所
山ノ内町社会福祉協議会 指定居宅介護事業所	山ノ内町大字平穏 3356 番地 3
高水福祉会 北信圏域障害者生活支援センター	中野市大字田上清水脇 103 番地
訪問介護事業所 たむろ	中野市大字金井 32 番地 3

(2) 日中活動系サービス

◆サービスの内容と見込量

①生活介護

障がい者支援施設その他の以下に掲げる便宜を適切に供与することができる施設において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動または生産活動の機会の提供その他必要な援助を要する障がい者であって、常時介護を要するものにつき、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動または生産活動の機会の提供その他の身体機能または生産能力の向上のために必要な援助を行います。

②自立訓練（機能訓練）

身体障がいをもつ障がい者につき、障害者支援施設若しくはサービス事業所に通わせ、当該障害者支援施設若しくはサービス事業所において、または当該障がい者の居宅を訪問することによって、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

③自立訓練（生活訓練）

知的障がいまたは精神障がいをもつ障がい者につき、障害者支援施設若しくはサービス事業所に通わせ、当該障害者支援施設若しくはサービス事業所において、または当該障がい者の居宅を訪問することによって、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な支援を行います。

④就労移行支援

就労を希望する65歳未満の障がい者であって、企業等に雇用されることが可能と見込まれる者につき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談、その他の必要な支援を行います。

⑤就労選択支援

障がい者本人が、就労先、働き方についてより良い選択ができるよう、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択の支援を行います。（令和7年10月1日施行）

⑥就労継続支援（A型）

企業等に就労することが困難な者につき、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の対象者に対し、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

⑦就労継続支援（B型）

企業等に雇用されることが困難な障がい者のうち、企業等に雇用されていた障がい者であって、その年齢、心身の状態その他の事情により、引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても企業等に雇用されるに至らなかった者、その他の企業等に雇用されることが困難な者につき、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

⑧就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方を対象に、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、企業・自宅等への訪問や障がい者の来所により、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行います。

⑨療養介護

病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要する障がい者であって常時介護を要するものにつき、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行います。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供します。

⑩短期入所（ショートステイ：福祉型）

居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、宿泊を伴う短期間の入所を必要とする障がい者等につき、当該施設に短期間入所をさせ、入浴、排せつ及び食事その他の必要な保護を行います。福祉型は障害者支援施設等で実施するものです。

⑪短期入所（ショートステイ：医療型）

居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、宿泊を伴う短期間の入所を必要とする障がい者等につき、当該施設に短期間入所をさせ、入浴、排せつ及び食事その他の必要な保護を行います。医療型は病院・診療所・介護老人保健施設で実施するものです。

●サービス見込量（1か月当たり）

サービス名	単位	第6期		第7期		
		実績	実績見込	計画		
		4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
生活介護	人日	345	343	341	337	333
	人	18	19	17	16	15
自立訓練 (機能訓練)	人日	17	8	0	0	0
	人	1	1	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	人日	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0
就労移行支援	人日	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0
就労選択支援	人				0	0
就労継続支援 (A型)	人日	71	109	67	63	59
	人	4	5	4	4	4
就労継続支援 (B型)	人日	647	934	645	645	645
	人	41	43	40	40	40
就労定着支援	人	1	1	0	0	0
療養介護	人	2	2	2	2	2
短期入所 (福祉型)	人日	40	42	40	40	40
	人	5	6	5	5	5
短期入所 (医療型)	人日	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0

(3) 居住系サービス

◆サービスの内容と見込量

①自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する方等を対象に、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力、生活力等を補う観点から支援を行います。

②共同生活援助（グループホーム）

共同生活を営むべき住居に入居している障がい者につき、主として夜間において、共同生活住居において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、就労先その他関係機関との連絡、その他の必要な日常生活上の世話を行います。

③施設入所支援

施設に入所する障がい者につき、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

●サービス見込量（1か月当たり）

サービス名	単位	第6期		第7期		
		実績	実績見込	計画		
		4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
自立生活援助	人	0	0	0	0	0
共同生活援助 (グループホーム)	人	14	16	14	14	14
施設入所支援	人	11	10	11	11	11

居住系サービス提供事業者（共同生活援助）

事業者	住所
高水福祉会 のぞみの郷高社 湯田中ホーム	山ノ内町大字平穏 3335 番地 1
高水福祉会 のぞみの郷高社 柳沢ホーム	中野市大字柳沢 25 番地 5
高水福祉会 のぞみの郷高社 ホーム江部	中野大字江部 1130 番地
高水福祉会 のぞみの郷高社 かおる荘	中野市大字吉田 777 番地 1

居住系サービス提供事業者（施設入所支援）

事業者	住所
高水福祉会 常岩の里ながみね	飯山市常盤 100 番地
高水福祉会 のぞみの郷高社	中野市大字笠原 765 番地 1

(4) 相談支援

◆サービスの内容と見込量

①計画相談支援

サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障がい者の自立した生活を支え、障がい者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するものです。障がい者本人が独自に作成できる場合等には、指定特定相談支援事業者が作成する「サービス等利用計画案」に代えて、「セルフプラン」を作成し提出することができることとなっています。

②地域移行支援

入所施設や精神科病院等からの退所・退院にあたって支援を要する者に対し、入所施設や精神科病院等における地域移行の取組と連携しつつ、地域移行に向けた支援を行うものです。

③地域定着支援

入所施設や精神科病院等から退所・退院した者、家族との同居から一人暮らしに移行した者、地域生活が不安定な者等に対し、地域生活を継続していくための支援を行うものです。

●サービス見込量（1か月当たり）

サービス名	単位	第6期		第7期		
		実績	実績見込	計画		
		4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
計画相談支援	人	26	25	26	26	26
地域移行支援	人	0	1	0	0	0
地域定着支援	人	3	1	1	1	1

地域移行支援、地域定着支援については、地域移行の促進に有効なサービスですが、現状では利用が少数にとどまっているため、今後サービス提供体制の確保を図りながら、事業の周知に努め、利用の促進を図ります。

計画相談支援事業所

事業者	住所
高水福祉会 未来公房つむぎ (計画相談・地域移行・地域定着・児童相談)	中野市大字金井 925 番地 1
ながでんハートネット カラー's 中野 (基本相談・計画相談・児童相談)	中野市西一丁目 1 番地 1
相談支援事業所 よろこび (基本相談・計画相談・地域移行・地域定着・児童相談)	中野市吉田 1226 番地 8
中野市障がい児者相談支援事務所 ふたば (基本相談・計画相談・地域移行・地域定着・児童相談)	中野市西条 70 番地 1
相談支援事業所 たむろ (基本相談・計画相談・児童相談)	中野市大字金井 32 番地 3

(5) 障がい児支援

◆サービスの内容と見込量

①児童発達支援

障がい児等に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。

②放課後等デイサービス

就学している障がい児に、授業の終了後または休業日に児童発達支援センター等の施設で、生活能力の向上のために必要な訓練、社会交流の訓練、社会交流の機会を提供します。

③保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、保育所等に通う障がい児に、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

④福祉型障害児入所施設

障がいのある児童が日常生活動作の訓練を行ったり、経済的な理由など家庭での生活が難しい場合に施設入所します。

⑤医療型障害児入所施設

入院による医療が必要な肢体不自由の障がいや、重度の知的障がい、身体障がい重複している障がい児に、専門的な支援を行います。

⑥居宅訪問型児童発達支援

保育所等を訪問し、保育所等に通う障がい児に、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

⑦障害児相談支援

指定障害児相談支援事業所は、障がい児通所支援を利用する障がい児を対象に、サービスの内容等を定めた障害児支援利用計画案を作成し、支給決定が行われた後に、当該支給決定等の内容を反映した障害児支援利用計画の作成を行います。この障害児相談支援については、平成27年3月末までに原則として全ての障害児通所支援を利用する障がい児を対象に適用することとされています。

⑧医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等を配置します。

●サービス見込量（1か月当たり）

サービス名	単位	第6期		第7期		
		実績	実績見込	計画		
		4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
児童発達支援	人日	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0
放課後等 デイサービス	人日	76	82	80	80	80
	人	6	11	7	7	7
保育所等訪問支援	人日	2	2	2	2	2
	人	1	3	1	1	1
居宅訪問型 児童発達支援	人日	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0
福祉型障害児 入所施設	人	0	0	0	0	0
医療型障害児 入所施設	人	2	0	0	0	0
障害児相談支援	人	3	3	3	3	3
医療的ケア児に対する 関連分野の支援を 調整するコーディネ ーターの配置	配置 人数	北信圏域で 2名	北信圏域で 2名	北信圏域で 2名	北信圏域 で2名	北信圏域で 2名

障がい児支援サービス提供事業所

事業者	住所
放課後等デイサービス コンパス (保育所等訪問)	飯山市大字飯山 2363 番地
こどもプラス信州中野教室 (放課後等デイサービス)	中野市大字岩船 419 番地 1
ひふみ中野たかおか教室 (放課後等デイサービス)	中野市大字草間 1161 番地 5
ながでんハートネットメゾふおるて中野 (放課後等デイサービス)	中野市西一丁目 1 番地 1
ながでんハートネットメゾふおるて中野ポルカ (放課後等デイサービス)	中野市西一丁目 1 番地 1
児童発達支援センターみらいく (児童発達支援、放課後等デイサービス)	中野市吉田 963-1

(6) 自立支援医療

◆サービスの内容

自立支援医療制度は、心身の障がい除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。

●対象者

- ・精神保健福祉法第5条に規定する統合失調症などの精神疾患を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する者
- ・更生医療：身体障害者福祉法に基づき身体障害者手帳の交付を受けた者で、その障がい除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者（18歳以上）
- ・育成医療：身体に障がいを有する児童で、その障がい除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者（18歳未満）

（7）補装具

◆サービスの内容

障がい者が日常生活を送る上で必要な移動等の確保や、就労場面における能率の向上を図ること及び障がい児が将来、社会人として独立自活するための素地を育成・助長することを目的として、身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完・代替する用具のことで、その費用の一部を公費で支給します。

（8）地域生活支援事業

◆サービスの内容と見込量

地域生活支援事業とは、障がい者が自立した日常生活を行うなかで、自立支援給付サービスとは異なる事業を実施するもので、生活一般の相談や買い物等における移動支援サービスなどを提供するものです。その中には「必須事業」と「任意事業」があります。

【必須事業】

① 理解促進研修・啓発事業

障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民へ働きかけます。

②相談支援事業

i) 障害者相談支援事業

障がい者等の福祉に関する各般の問題につき、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの使用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障がい者等の権利擁護のために必要な援助（相談支援事業）を行います。

また、こうした相談支援事業を効果的に実施するために、地域において障がい者等を支えるネットワークの構築が不可欠であることから、相談支援事業を実施するにあたって、地域自立支援協議会を設置し、中立・公平な相談支援事業の実施のほか、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等を推進します。

ii) 北信地域障害福祉自立支援協議会

地域の障がい者等の実情に応じた支援を実現するため、中核的な役割を果たす協議の場として、北信6市町村が共同で、平成19年1月に設置しました。

各専門部会により関係機関のネットワーク拡大や社会資源の開発・整備・地域への啓発など活発な活動が行われています。

iii) 北信圏域障害者総合相談支援センター

地域における相談支援の基幹的役割を担う機関として、北信6市町村が共同で設置しています。

iv) 相談支援機能強化事業

相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、困難事例に対し専門的知識を有する人材を配置し、相談支援体制を強化します。

③成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者または精神障がい者に対し、権利擁護を図るため、成年後見制度の利用を支援します。

④成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

⑤日常生活用具給付等事業

障がい者の自立した生活を支援するために、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与・住宅改修などの補助により、日常生活を支援します。

⑥手話奉仕員養成研修事業

意思疎通を図ることに支障がある障がい者との交流活動の促進や広報活動など、支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を研修・育成します。

⑦移動支援事業

通院や行政手続など日常生活に必要な移動や外出を容易にすると共に、余暇活動等の自立生活及び社会参加のための外出時の移動を支援します。

⑧地域活動支援センター機能強化事業

障がい者等を通わせ、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化し、もって障がい者等の地域生活支援の促進を図ります。

①理解促進研修・啓発事業

●サービス見込量

事業者 (町以外の事業者)	単位	第6期		第7期		
		実績	実績見込	計画		
		4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
北信地域障がい福祉 自立支援協議会	回	2	2	2	2	2

②相談支援事業

●サービス見込量

事業名	単位	第6期		第7期		
		実績	実績見込	計画		
		4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
障害者相談支援事業	箇所	1	1	1	1	1
北信地域障がい福祉 自立支援協議会	箇所	1	1	1	1	1

基幹相談支援事業所

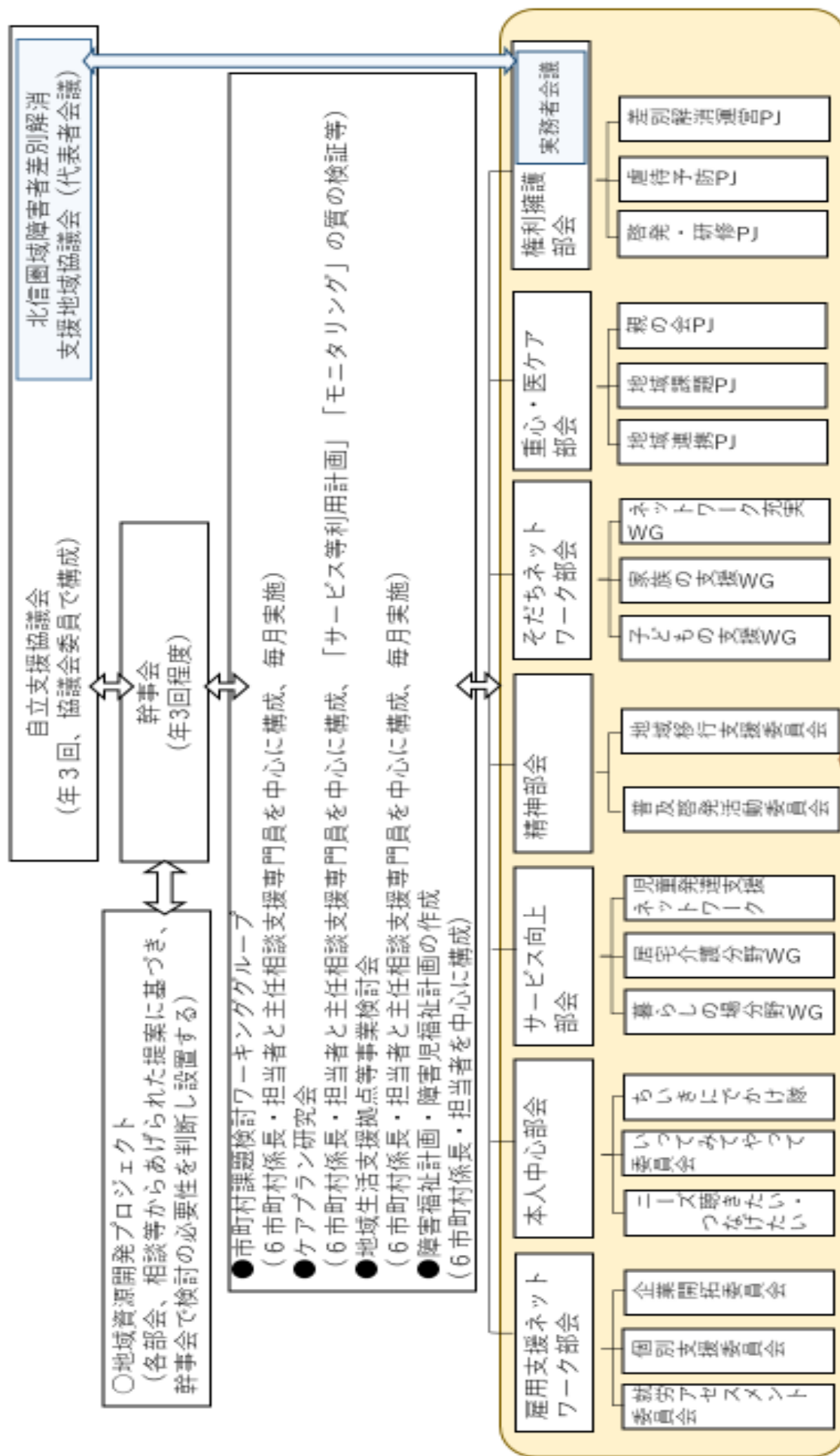
事業者	住所
北信圏域障害者総合相談支援センター	中野市大字笠原 765 番地 1

障害者相談支援事業については、社会福祉法人高水福祉会の北信圏域障害者総合相談支援センターに北信6市町村が事業を委託しており、身体、知的、精神の3障がい及び発達障がいに対して、専門的かつ総合的な相談支援を提供する体制をとっております。

◎見込量確保のための方策

町は障害者相談支援事業を今後も継続して実施し、北信圏域障害者総合相談支援センターとともに充実を図ります。

令和5年度北信地域障がい福祉自立支援協議会組織図



北信地域障がい福祉自立支援協議会専門部会

部 会 名	構成メンバー	活動内容
雇用支援 ネットワーク部会	北信圏域障害者就労・生活支援センター 就労支援サービス事業者 ハローワーク 養護学校 企業・商工団体 北信保健福祉事務所 市町村	地域で働くことの実現と継続のための連携体制及び地域づくり。
本人中心部会	サービス提供事業者 福祉作業所 北信保健福祉事務所 市町村	安心して自発的に生活していただけるための連携体制及び地域づくり。
サービス向上部会	サービス提供事業者 社会福祉協議会 居住系サービス事業者 北信保健福祉事務所 市町村	障がいの理解を深め、適切に支援ができる人を増やしていくための連携体制及び地域づくり。
精神部会	病院 社会福祉協議会 サービス提供事業者 北信保健福祉事務所 市町村	精神疾患のある人の病院等からの地域移行と、地域で安心して暮らせるための連携体制及び地域づくり。
そだちネットワーク 部会	飯山養護学校 北信保健福祉事務所 市町村	発達に心配のある子どもが地域で安心して育つための連携体制及び地域づくり。
重心・医ケア部会	病院 飯山養護学校 サービス提供事業者 北信保健福祉事務所 市町村	医療的ケアが必要な障がい児等とその家族が抱える実態や課題を把握し、地域で安心して暮らせる支援体制及び地域づくり。
権利擁護部会	社会福祉協議会 地域包括支援センター 北信保健福祉事務所 市町村	地域での権利侵害や虐待等の課題について協議・検討や研究等を行うことにより、安心して暮らせる支援体制及び地域づくり。

※ 各専門部会の構成メンバーは必要に応じて加えられます。

③成年後見制度利用支援事業

④成年後見制度法人後見支援事業

●サービス見込量（年間）

事業名	単位	第6期		第7期		
		実績	実績見込	計画		
		4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
成年後見 利用支援事業	人	0	0	0	1	1
成年後見 法人後見支援事業	箇所	0	0	1	1	1

令和5年11月現在での申立はないが、これからの状況をみて利用希望を見込んでいます。

◎見込量確保のための方策

日頃の支援や生活相談の中から必要に応じて、北信圏域権利擁護センターと連携して支援を行います。

北信圏域権利擁護センターとは

近年増えつつある市町村では十分に対応しきれない困難事例に対して、専門家を有する権利擁護センターを平成27年度に設置しました。今後も成年後見制度の利用など権利擁護体制の充実を図ります。

なお、設置費用については北信6市町村で負担しております。

⑤日常生活用具給付等事業

●サービス見込量（年間）

事業名	単位	第6期		第7期		
		実績	実績見込	計画		
		4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
介護訓練支援用具	件	0	1	2	3	3
自立生活支援用具	件	0	2	2	1	1
在宅療養等支援用具	件	0	3	0	2	2
情報・意思疎通支援用具	件	1	3	3	5	5
排泄管理支援用具	件	232	247	260	280	300
在宅改修費	件	0	2	0	2	2

排泄管理支援用具への支給頻度が高く、今後もこの傾向は変わらないと予想されます。

◎見込量確保のための方策

利用者の状況を把握し、日常生活の便宜を図れるよう適切に給付し、障がい者の日常生活を支援します。

⑥手話奉仕員養成研修事業

●サービス見込量

事業名	単位	第6期		第7期		
		実績	実績見込	計画		
		4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
手話奉仕員 養成研修事業	人	0	0	0	1	1

◎見込量確保のための方策

北信圏域内で開催される養成研修に参加する者に受講料の補助をすることで育成や確保につなげ、町の手話奉仕員として登録をいただきます。

⑦移動支援事業

●サービス見込量（年間）

事業名	単位	第4期		第5期		
		実績	実績見込	計画		
		4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
移動支援事業	人	18	27	29	30	31
	時間	555	963	972	1000	1100

移動支援事業の利用は、余暇活動等や社会参加を目的として利用する等、年々伸びています。

◎見込量確保のための方策

利用者のニーズが増加し、事業所の支援員不足が生じているため、事業所に働きかけていきます。

移動支援事業のサービス提供事業所

事業者	住所
高水福祉会 北信圏域障害者生活支援センター	中野市大字田上清水脇 103 番地
高水福祉会 総合安心センターはるかぜ	中野市大字片塩 44 番地 8
高水福祉会 のぞみの郷高社	中野市大字笠原 765 番地 1
高水福祉会 常岩の里ながみね	飯山市常盤 100 番地
長野県社会福祉事業団 ほっと上伊那	伊那市中央 4605 番地 22
長野南福祉会	長野市稲葉 147 番地 5
特定非営利活動法人 ここから	飯山市大字飯山 2230 番地 8
たむろ処	中野市吉田 1186 番地 5

⑧地域活動支援センター機能強化事業

●サービス見込量

事業名	単位	第4期		第5期		
		実績	実績見込	計画		
		4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
地域活動支援センター	箇所	1	1	1	1	1

◎見込量確保のための方策

障がい者等の多様なニーズに対応するため、身近で気軽に通える場を提供します。

◆地域活動支援センター事業所

事業者	住所
山ノ内町地域活動支援センター 豆の家	山ノ内町大字平穏 3371 番地 2

◆サービスの内容と見込量【任意事業】

⑨日中一時支援事業

障がい者等の家族の就労支援及び日常的に介護している家族の負担軽減のため、障がい者が福祉サービス事業所等に通所し、社会に適応するための日常的訓練その他必要な支援を行います。

⑩点字・声の広報等の発行

中途失明者等、文字による情報入手が困難な障がい者のために、点訳、音訳、その他障がい者に分かりやすい方法により、地方公共団体等の広報等をボランティアの協力を得て、定期的に提供します。

⑪自動車運転免許取得費・自動車改造費助成

自動車運転免許の取得により、障がい者の社会参加の促進が見込まれる場合、免許取得費用を助成します。

障がい者自らが所有、運転する自動車のブレーキ、アクセル等を改造する場合に費用の助成をします。

⑨日中一時支援事業

●サービス見込量（年間）

事業名	単位	第6期		第7期		
		実績	実績見込	計画		
		4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
日中一時支援事業	人	2	3	1	1	1
	時間	527	530	552	570	590

◎見込量確保のための方策

現在、本事業で利用している事業所は3事業所であり、今後については必要に応じて、事業所増に働きかけサービス量の確保に努めます。

日中一時支援事業のサービス提供事業所

事業者	住所
高水福祉会 のぞみの郷高社	中野市大字笠原 765 番地 1
高水福祉会 北信圏域障害者生活支援センター	中野市大字田上清水脇 103 番地
高水福祉会 ふっくら工房	飯山市野坂田 321 番地 1

⑩点字・声の広報等の発行

●サービス見込量

事業名	単位	第6期		第7期		
		実績	実績見込	計画		
		4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
点字の広報	人	1	0	1	1	2
声の広報	人	5	5	5	5	5

◎見込量確保のための方策

ボランティアによる点字・声の広報を継続していきます。また、新たなボランティアの養成に努めます。

⑪自動車運転免許取得費・自動車改造費助成

●サービス見込量

事業名	単位	第6期		第7期		
		実績	実績見込	計画		
		4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
自動車運転免許取得	件	0	0	0	1	1
自動車改造助成	件	0	2	1	1	1

◎見込量確保のための方策

自動車運転免許取得・改造助成事業については、社会参加が見込まれる障がい者に対し、必要に応じて有効に活用できるよう必要に応じて提供していきます。

◆サービスの内容と見込量【障害者総合支援法以外の障害福祉サービス】

⑫心身障がい児（者）タイムケア事業（県単事業）

障がい児（者）が、家庭において一時的に介護できない場合、時間単位で介護サービスを提供します。

⑬重度心身障害者介護慰労金支給事業

在宅で日常的・継続的に重度心身障がい者（児）を介護している者に対して、一人につき50,000円を贈呈し労をねぎらいます。

⑭在宅福祉利用券給付事業

低所得世帯の寝たきり等で常時紙おむつを必要とする障がい者の経済的負担を軽減するため、紙おむつは1ヶ月当たり3,000円（年額36,000円）、理美容は2ヶ月当たり1,000円（年額6,000円）を給付します。

⑮障がい児等通園費等助成事業

施設に通園、通所又は入所している障がい児等及びその介護者又は付添人が通園等に要する費用の一部を助成します。

⑯人工透析患者通院費補助

在宅の人工透析患者に対し1ヶ月当たり2,000円を補助します。

⑰福祉乗物補助券給付事業

車を保有していない低所得の75歳以上の高齢者と運転経歴証明書を所持する70歳以上の高齢者、在宅の重度障がい者に対し、タクシー、バス、電車に使える補助券を給付します。

⑱住宅除雪支援員派遣事業（県単事業）

65歳以上のみの高齢者世帯や障がい者の世帯など町民税所得割非課税世帯で屋根等の除雪をすることができない世帯に対し除雪を行う者を派遣し除雪を行い人命の安全と生活の安定を図ります。

⑲障がい者にやさしい住宅改良促進事業（県単事業）

重度身体障がいをもつ低所得世帯に対し在宅で自立した生活を送ることができるよう住宅改修費の一部を助成します。

⑫心身障がい児（者）タイムケア事業（県単事業）

●サービス見込量 年あたりの実人数

事業名	単位	第6期		第7期		
		実績	実績見込	計画		
		4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
心身障害児（者） タイムケア事業	人	15	14	13	16	15

⑬重度心身障害者介護慰労金支給事業

●サービス見込量 年あたりの実人数

事業名	単位	第6期		第7期		
		実績	実績見込	計画		
		4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
重度心身障害者 介護慰労金支給事業	人	13	13	13	13	13

⑭在宅福祉利用券給付事業

●サービス見込量

事業名	単位	第6期		第7期		
		実績	実績見込	計画		
		4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
紙おむつ等	人	4	4	4	4	4
理美容		0	0	1	2	2

⑮障がい児等通園費等助成事業

●サービス見込量

事業名	単位	第6期		第7期		
		実績	実績見込	計画		
		4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
障がい児等 通園費等助成事業	人	17	20	27	28	29

⑯人工透析患者通院費補助

●サービス見込量

事業名	単位	第6期		第7期		
		実績	実績見込	計画		
		5年度	5年度	6年度	7年度	8年度
人工透析患者通院費補助	人	32	36	37	37	37

⑰福祉乗物補助券給付事業

●サービス見込量

事業名	単位	第6期		第7期		
		実績	実績見込	計画		
		4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
福祉乗物補助券給付事業	人	343	330	340	350	360

⑱住宅除雪支援員派遣事業（県単事業）

●サービス見込量

事業名	単位	第6期		第7期		
		実績	実績見込	計画		
		4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
住宅除雪支援員派遣事業	世帯	110	100	155	170	200

⑲障がい者にやさしい住宅改良促進事業（県単事業）

●サービス見込量

事業名	単位	第6期		第7期		
		実績	実績見込	計画		
		4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
障がい者にやさしい住宅改良促進事業	世帯	1	0	1	1	1

資料編

1 県内身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者の状況

(1) 身体障害者手帳保持者の推移

(単位：人、%)

区分	1・2級		3・4級		5・6級		合計
		構成比		構成比		構成比	
H26.3.31現在	36,900	37.9	46,934	48.3	13,426	13.8	97,260
H31.3.31現在	35,319	39.4	41,467	46.2	12,870	14.4	89,656
増減率	△ 4.3		△ 11.6		△ 4.1		△ 7.8

(2) 療育手帳保持者の推移

(単位：人、%)

障がいの程度	重度		中度				軽度		合計
	A1		A2		B1		B2		
療育手帳区分		構成比		構成比		構成比		構成比	
H26.3.31現在	5,664	33.4	340	2.0	5,244	30.9	5,706	33.7	16,954
H31.3.31現在	5,845	30.7	354	1.9	5,476	28.8	7,348	38.6	19,023
増減率	3.2		4.1		4.4		28.8		12.2

(3) 精神障害者保健福祉手帳保持者の推移

(単位：人、%)

区分	1級		2級		3級		合計
		構成比		構成比		構成比	
H26.3.31現在	7,526	50.3	6,373	42.6	1,066	7.1	14,965
H31.3.31現在	10,571	49.2	9,287	43.3	1,614	7.5	21,472
増減率	40.5		45.7		51.4		43.5